

確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令案
及び「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について」の一部改正
について（概要）

1. 改正の趣旨

現在、適格退職年金の廃止期限（平成 24 年 3 月末）まで残り 1 年半を切っており、関係者が一体となって適格退職年金から企業年金等への移行に向けた取組が進められているところであるが、閉鎖型適格退職年金（加入者がおらず、受給者のみで構成された適格退職年金）から確定給付企業年金への移行の更なる促進を目的として、手続の簡素化等の措置を講ずることとする。

2. 改正の内容

確定給付企業年金法施行規則（平成 14 年厚生労働省令第 22 号。以下「規則」という。）及び「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について」（平成 14 年 3 月 29 日年企発第 0329003 号。以下「承認・認可基準」という。）を改正し、以下のとおりとする。

（1）規約の承認の申請における、添付書類の簡素化【規則第 4 条、承認・認可基準】

① 閉鎖型確定給付企業年金に係る規約について

- ・ 給付の設計の基礎を示した書類に代えて、適格退職年金規約の添付を可能とする。
- ・ 労働協約等の添付の省略を可能とする。
- ・ 加入者に一定の資格を定める場合における当該事業所において実施されている企業年金制度等が適用される者の範囲についての書類の添付の省略を可能とする。
- ・ 労使合意に至るまでの労使協議の経緯を記した書類の省略を可能とする。

② 受託保証型確定給付企業年金（※1）に係る規約について

掛金の基礎を示した書類の添付の省略を可能とする。

（2）運用の基本方針の作成の省略【規則第 82 条】

受託保証型確定給付企業年金については、運用の基本方針の作成を不要とする。

（3）事業報告書及び決算に関する報告書の簡素化【規則第 117 条、承認・認可基準】

① 受託保証型確定給付企業年金に係る事業報告書について

記載事項は、給付の種類ごとの受給権者に関する事項、給付の支給状

況に関する事項並びに基金の事業内容及びその実施状況に関する事項（基金型企業年金に限る。）だけでよいこととする。

- ② 受託保証型確定給付企業年金に係る決算に関する報告書について
貸借対照表及び損益計算書の省略を可能とし、積立状況を示した書類のみでよいこととする。

(4) 予定利率及び予定死亡率の特例【規則第 52 条、第 65 条】

受託保証型確定給付企業年金については、責任準備金及び最低積立基準額の計算において、事業主が締結している生命保険契約又は生命共済契約で用いている予定利率及び予定死亡率を用いることを可能とする。

(5) 財政再計算報告の簡素化【承認・認可基準】

受託保証型確定給付企業年金については、少なくとも 5 年に一度行われる財政再計算を行った場合に、(3) ②による決算報告書の提出をもって、財政再計算報告の提出とみなすこととする。

(6) 複数の確定給付企業年金の実施の経過措置【規則附則第 4 条】

適格退職年金に係る権利義務を受託保証型確定給付企業年金に承継させる場合については、当該受託保証型確定給付企業年金が終了するまでの間、当該受託保証型企業年金と当該事業所における既存の確定給付企業年金との併存を可能とする。

※ 1 受託保証型確定給付企業年金とは、年金資産が将来の給付のために積み立てておくべき額（債務）を下回らず、積立不足が生じない形態（例：生保一般勘定）で運用されている閉鎖型確定給付企業年金のことである。

※ 2 上記の改正と併せて、関連通知の改正も行う。

3. 根拠条文

確定給付企業年金法（平成 13 年法律第 50 号）第 55 条第 4 項第 2 号、第 60 条第 3 項、第 100 条第 1 項、第 105 条

確定給付企業年金法施行令（平成 13 年政令第 424 号）第 1 条第 1 項、第 45 条第 1 項

4. 施行期日

公布日